

議案第 3 2 号

令和 3 年度おいらせ町公共下水道事業特別会計予算について

令和 3 年度おいらせ町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 0 5 0, 5 6 9 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 0 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 3 年 3 月 4 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金及び負担金		1,460	730	730
	1 分担金	130	300	△170
	2 負担金	1,330	430	900
2 使用料及び手数料		144,402	144,647	△245
	1 使用料	144,110	144,110	0
	2 手数料	292	537	△245
3 財産収入		1	5	△4
	1 財産運用収入	1	5	△4
4 繰入金		657,404	676,885	△19,481
	1 一般会計繰入金	632,738	651,885	△19,147
	2 基金繰入金	24,666	25,000	△334
5 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
6 諸収入		1	280	△279
	1 延滞金・加算金及び過料	1	1	0
	× 雑入	0	279	△279
7 町債		247,300	226,900	20,400
	1 町債	247,300	226,900	20,400
歳入	合計	1,050,569	1,049,448	1,121

歳 出

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 総務費		226,076	219,847	6,229
	1 総務管理費	226,076	219,847	6,229
2 事業費		86,706	72,542	14,164
	1 建設事業費	86,706	72,542	14,164
3 公債費		736,787	756,059	△19,272
	1 公債費	736,787	756,059	△19,272
4 予備費		1,000	1,000	0
	1 予備費	1,000	1,000	0
歳 出 合 計		1,050,569	1,049,448	1,121

第2表 債務負擔行為

(單位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
株式会社新橋信産の国債附随債務取次 (令和3年度～令和4年度)	令和3年度～令和4年度	26,942
株式会社新橋信産の専任付随債務取次 (令和3年度～令和5年度)	令和3年度～令和5年度	7,131

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	15,900	証券借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	<p>政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。</p> <p>ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。</p>
馬瀬川流域下水道事業債	46,600			
公営企業会計道用債	14,700			
資本費平準化債	170,100			
合 計	247,300			